

36協定について

沖縄県教職員組合 ワークルール学習会

職場環境改善に向けて、多くの参加お待ちしております！

2019年4月1日から改正労基法が施行され、時間外労働に罰則つき上限規制が設けられます。“36協定”は、過半数労働組合または過半数代表者で締結することになります。その場合、対象者となる学校事務職員や栄養職員のみでなく、全職員が関わることになります。



2月16日(土) 13:30～16:00

場所: 沖縄県教職員組合3Fホール 那覇市久茂地3-9-23

学習会

36協定について ～アクション36～

講師

日教組 法政部長 小川 敦聖
日教組 法政部(弁護士) 北村 智弘

TEL ▶ 098-867-0161 【申込み・問い合わせ】

FAX ▶ 098-863-2026 沖縄県教職員組合 担当: 下里

分会名(学校名)			※参加費は無料です。 ※左記に必要事項を記載。 ※FAXにて申込み。 ※切: 2月12日(月)
職名	氏名	組合加入	
		加入 ・ 未加入	
		加入 ・ 未加入	